

投稿

# 戦争法案を廃案に ～求められる平和勢力の連帯～

## <法案成立目論む安倍政権>

安倍政権は5月14日の臨時閣議で、集団的自衛権の解禁などを核とする「武力攻撃事態法改正案」「重要影響事態法案」「自衛隊法改正案」等日本の交戦権に係わる10法案からなる「平和安全法制整備法」と、PKO活動など海外での武力行使に係わる「国際平和支援法」を決定した。これらの法案は15日、国会に提出され自公与党は夏までの成立を目指すことを確認した。

これら法案が成立すれば、個別自衛権に基づく専守防衛政策は改廃となり、「憲法9条=戦争の放棄」は事実上放棄される。これにより政権は海外における武力行使についてフリーハンドを得ることとなる。

さらに、アメリカからの軍事行動への参加要請に対し断る理由がなくなるため、自衛隊が海外で他国や武装勢力などと交戦する危険性は格段に高まることとなる。

安倍首相は14日夕刻、首相官邸で記者会見を開き「国民に対する説明」を行った。安倍は冒頭「北

朝鮮の弾道ミサイル」や「国籍不明機の飛行増加」を例示し危機を煽ったうえ、日米同盟により抑止力は高まり日本が侵攻される可能性は低減する、などという本末転倒の詭弁を並べ立て、戦争法案成立の合理化を目論んだ。

北朝鮮の弾道ミサイルに関しては、日朝協議の進展による安定的な関係構築が、脅威を除去する最善の方法であろう。

しかし日本人拉致問題に関する報告内容が、安倍政権の意にそぐわないことを察知した官邸は、朝鮮総聯の本部ビルからの放逐が失敗すると、次は「松茸の密輸」を口実に国策捜査を強行し、北朝鮮を挑発している。

安倍政権は拉致被害者の帰国が絶望的になった現在、日朝協議の破壊に躍起になっており、そのすべての責任を北朝鮮に負わせようとしているのである。

中国の偵察行動の背景には、日本の対中国にシフトした急激な軍拡がある。安倍は4月22,23日の「アジア・アフリカ会議」(バンドン会議)で空虚な「反省」を述べ、習近平と偽りの握手を演出し、大事の前の小事を済ませたかのようにそそくさと遣米に出発した。

## <存在しない「抑止力」>

そして、4月29日に上下両院合同議会で自己陶酔的な演説を垂れ流し、外交辞令を勘違いしたのか、翌日日本テレビのインタビューに答え、日米新ガイドラインの制定は北朝鮮、中国の脅威に対抗するため、とオバマも口にしてないことを明言した。

自ら東アジアの緊張を激化させる行動をとりながら、中国、北朝鮮がその原因であるかのように強弁し、さらなる軍拡の口実としているのが安倍政権の手口である。

## 今月の誌面

- 【投稿】戦争法案を廃案に  
～求められる平和勢力の連帯～ …… 1
- 【投稿】法を守らない国家に法を守らせるには  
—原発再稼働をさせないために …… 3
- 【書評】孫崎享『戦後史の正体 1945 - 2012』  
矢部宏治『日本はなぜ、「基地」と「原発」  
を止められないのか』 …… 5
- 【投稿】「働く者の労働ニュース1」 …… 6
- 【コラム】ひとりごと  
—大阪都構想否決に思う— …… 8

「日米同盟強化による抑止力向上」も詭弁である。国家間の紛争防止は当事国間、さらには多国間、国家連合による外交交渉によるところが大きい。

それが破綻した場合「抑止力」の有無などは関係ない。日露戦争、太平洋戦争は交渉の行き詰まりで日本が先制攻撃をかけたことで始まった。当時の帝政ロシア、アメリカの強大な軍備は抑止力として機能しなかったし、第2次世界大戦以降の国際紛争を見ても、抑止力は砂上の楼閣に過ぎないことは明らかである。

14日の記者会見では「戦争法案」という指摘に対し「無責任なレッテル」と色をなして反論した。自民党も「平安法案」などという本質を糊塗した愚にもつかないネーミングを提起している。

安倍は、湾岸戦争やイラク戦争のような国際紛争に自衛隊を派遣することは決してない、現在の対「イスラム国」攻撃への後方支援も行わない、アメリカの戦争に巻き込まれることはない、と述べ集团的自衛権など武力行使に関しては「厳格な歯止め」をかけたことを強調しているが、その場しのぎの弁明であろう。

### <「歯止めなき対応」>

そもそも「厳格な歯止め」と「切れ目のない対応」は矛盾し両立するものではない。

個別法案自体も、現行法の制約を撤廃し容易に武力行使への道を拓くものであるが、関連法案は平時から「グレーゾーン」さらには低強度紛争から本格的な戦争へと「切れ目なく」対応していく法体系となっている。

つまり「厳格な歯止め」が外れて一端個別法案に基づく作戦が発動してしまうと「切れ目のない対応」により、「一発の銃声」から大規模紛争へと連続的にエスカレートしていく危険性を内包している「戦争ドミノ」なのである。

集团的自衛権の行使より敷居が低く、「積極的平和主義」の名のもと今後自衛隊が派遣される機会が増えると考えられる「国際平和支援法案」に基づく活動についても懸念が広がっている。

軍事ジャーナリストの田岡俊次氏は、アフガンに派遣された豪州軍を参考に、1000人規模の自衛隊が海外で治安維持、補給任務に就いた場合、18名程度の戦死者が出るとの見積もりを出している(DIAMONDonline 4月2日号「自衛隊海外派遣で想定される死傷者に我々は耐えられるか」)

記者会見で安倍は「自衛隊発足以来1800人の隊員が殉職した」と、田岡見積もりの100倍の数字をあげ、戦死に対する予防線を張るという姑息な手段

に訴えた。

自衛隊発足以来、「敵弾」で戦死した隊員は皆無、負傷者も不測の事態ではあるが、先ごろのチュニジアテロ事件の元2等陸佐が初めて、というのが現実であり、安倍の発想はあまりに飛躍しすぎであろう。

記者会見だけでは到底様々な疑念を払拭できないと思ったのであろう、安倍は「国会を通じて丁寧な説明をしていきたい」と述べている。

### <矛盾だらけの「Q&A」>

自民党も閣議決定を受け、国民向けに43問にわたる「切れ目のない『平和安全法制』に関わるQ&A」を策定した。

逐条批判は別の機会にするとして、ここでも問2「我が国を取り巻く安全保障環境の変化とは・・・」に答える形で「中国の対外姿勢と軍事動向等は我が国を含む国際社会の懸念事項」「北朝鮮は日本が射程に入る様々なミサイルを配備」と両国を名指しし、戦争法案制定を正当化しようとしている。

さらに問10の徴兵制を危惧する問いに対し「全くありません。憲法18条は『何人も(中略)その意に反する苦役に服させられない』と定めており、徴兵制ができない根拠になっています。自衛隊は『志願制』であり、徴兵制が採用されるようなことはありません」と回答している。

改憲を志向する自民党が現行憲法を論拠にするのは、そもそも矛盾であろう。また、自民党の現改憲案でも18条の条文はほぼそのままではあるが、徴兵は苦役ではない、と解釈すれば終わりである。

現行憲法は集团的自衛権を否定していないと解釈する自民党にとっては簡単なことだろう。「自衛隊は志願制」と言っても現在はそうであるというだけである。実際は「予備自衛官」制度に加え陸自「予備自衛官補」制度を設立、今後空海にも拡大し「裾野」を広げようとしている。

さらに改憲で「国防軍」「自衛軍」が設置されれば話は全く別である。軍事的、経済的整合性からいえば大規模な徴兵など不可能であるが、自民党の改憲案が「だらけた国民を鍛えなおす」意識に立脚したものである以上警戒が必要であろう。

また他の項目でも今回の戦争法案が、現行憲法の理念に沿ったものなどと強引なこじつけが説明されており、この自民党「Q&A」は怪しげな投資の勧誘手引書のようなものとなっている。

このような文書で国民の理解は得られないだろうし、丁寧な説明が約束されたはずの国会でも、自公与党は7月末成立ありきの拙速な審議日程を提示し、野党の反発を招いた。

今後、国会で繰り返されるのは、数の論理による審議打ち切り一強行採決の連続であろうことは火を見るより明らかである。

### <法案の既成事実化>

法案審議の外では、着々と法案内容の先取り、既成事実化が進んでいる。

5月12日、海上自衛隊の護衛艦2隻がフィリピン海軍とマニラ湾近海で合同軍事演習を行った。両国の合同演習は初めてである。

さらに5月13日にはP-3C哨戒機がベトナムを訪問したことが明らかとなった。艦船、航空機とも海賊対処行動からの帰還途中の行動であるが、日本が南シナ海への進出を具体化させる端緒である。

また陸上自衛隊は石垣島、宮古島など南西諸島に対艦、対空ミサイル部隊や監視部隊を配備する計画である。これらは中国艦船を「第1列島線」以西に封じ込め、バシー海峡に迂回を強要しそこで補足

る戦略であろう。

こうした自衛隊の活動は、リバランスを言いながらフィリピンへの再駐留は財政的に困難なアメリカにとってありがたいものだろう。そこを見た安倍は日本の国会を無視し、オバマにガイドライン改訂を約束し恩を売ったのである。

訪米時の厚遇に安倍は喜んでいるが、オバマはその歴史認識、対中、対韓関係まで肯定したわけではない。戦後70年談話発表が近づくにつれ日本には国内外から厳しい視線が注がれている。

5月6日には世界の歴史学者187人が歴史的事実の歪曲に反対する声明を發した。5月17日那覇市では辺野古新基地建設反対集会に3万5千人が結集した。

8月を再び悔恨の夏としないため、平和勢力は国会内外で連帯して、戦争関連法案を廃案に追い込むことが求められている。(大阪O)

投稿

## 法を守らない国家に法を守らせるには 一原発再稼働をさせないために

福井 杉本 達也

### 1 法律を作ったものが法律を守らないとんでもない社会

日本の法令では1㎡あたり4万ベクレルを超えて放射能で汚れているものは、どんなものでも放射線管理区域外に持ち出してはならないことになっているが、福島原発事故では1万4000平方キロもの大地が4万ベクレル以上の放射能で汚染され、政府はそこに住む数百万人の人々を棄民してしまっている(小出裕章:『世界』2015.5)。日本では被曝の基準は「一般人1年1ミリシーベルト、職業人1年20ミリシーベルト」と決まっている。しかし、「法律には被曝量の規定はない」と多くの専門家が発言するようになった。法律にあるものを「ない」とし、政府、マスコミ、専門家は法令で決まったことを無視し、「1年1ミリ」は分かっているが、それを言うとならぬ人が移動しなければならない。お金はもったいないし、原発は再開できないという。「法律で1年1ミリと決まっているのだから、みんなでそれを守ろう。」というのが理屈だが、政府が率先して「約束は守らなくても良い」、「事態が変わったのだから、約束は反故にすべきだ」という。(参照:

武田邦彦 2015.5.9～11)

「1年1ミリシーベルト」は国際放射線防護委員会(ICRP)で決められたものだから、日本だけが勝手に基準を変更しようとする、国際的な非難を浴びることとなる。

### 2 高浜3、4号機再稼働差し止め仮処分決定の意義と限界

4月14日の福井地裁の判決は、高浜3、4号の安全性だけでなく、国の新規制基準の在り方をも批判している。判決は、「万が一の事故に備えなければならない原子力発電所の基準地震動を地震の平均像を基に策定することに合理性は見出し難いから、基準地震動はその実績のみならず理論面でも信頼性を失っていることになる」「本件(高浜)原発の安全施設、安全技術には多方面にわたり脆弱性がある。この脆弱性は、①基準地震動の策定基準を見直し、基準地震動を大幅に引き上げ、それに応じた根本的な耐震工事を実施する、②外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるように耐震性をSクラスにする、③使用済み核燃料を堅固な施設で囲

い込む、④使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性をSクラスにするという各方策がとられることによってしか解消できない」「新規基準に求められるべき合理性とは、原発の設備が基準に適合すれば深刻な災害を引き起こすおそれが万が一にもないといえるような厳格な内容を備えていることである。しかるに、新規基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない」と、基準地震動の評価の信頼性を指摘し、原発施設の脆弱性、新規基準の非合理性を指摘している。全く理路整然とした判決である。外部電源と主給水、使用済み核燃料プールの給水設備を原子炉と同じSクラスの耐震性を持つように工事することも可能であろうが、膨大な費用が掛かる。それでは、再稼働のメリットはなにもない。

これに対し、判決文でも引用されているが、田中原子力規制委員会委員長の「基準の適合性を審査した。安全だということは申し上げない」としている。基準には適合するが安全ではないという責任逃れをしている。にもかかわらず、菅義偉官房長官は14日午後の定例会見で、「原子力規制委員会が専門的見地から十分に時間をかけて基準に適合すると判断した。その判断を尊重して再稼働を進める方針に変わりはない」と話し、「粛々と進める」と強調し、こちらは安全判断を規制委に丸投げする無責任さであり、政府と規制委のキャッチボールで誰も責任を取らない体制が構築されている。

### 3 原発再稼働圧力と日米原子力協定について

今回の福井地裁の決定に関連し、住民側弁護士を務める河合弘之氏（映画『日本と原発』監督）が雑誌『世界』2015年5月号において、「日米原子力協定は脱原発の障害か」として、矢部宏治氏の『日本はなぜ「基地」と「原発」を止められないのか』（集英社インターナショナル：2014）を批判しているので触れておく。河合弁護士は日米原子力協定には「原子力発電」という文言は出てこない。「原子力の平和利用」という文言が出てくるだけで、「原子力の平和利用」と原子力発電は同義ではなく、「原子力の平和利用」を義務づけるのは、核不拡散を定めるためであるとし、原子力発電の分野においては、米国は明確な国際戦略は持たず、強固な国家意思に基づいて政策は決定していないと述べ、敵を実態以上に強大に描いていると矢部氏を批判している。しかし、原発は、1949年、ソ連も核実験を行い、米国の核独占が崩れたことにより、同盟国ばかりか米国自身も動揺したことを受け、米アイゼンハワー大統領が、1953年12月8日にニューヨークの国連総会

で行った演説で提唱した「Atoms for Peace」（核の平和利用）という名目で、同盟国の懐柔を図った中で生まれたものである。したがって、明確な国際戦略に基づいていることは疑いえない。河合弁護士の論旨は米核軍産複合体との対決を奇妙に避けている。「原子力の平和利用」と原発を峻別し、あたかも原発以外の核の利用方法があるかのような印象を与えるが、そのようなものはあり得ない。核兵器に使用する濃縮ウランを、また一方で大量に使うことができるのは原発以外にはない。「医療分野」などというのはほとんど付けたしである。氏の論理は脱原発を裁判の枠内に閉じ込めることになりはしないか。

### 4 街頭デモまたは一揆

裁判で敗訴しようがどうしようが、徹底して法を守らない国家に対して「国民」はどうすべきか。日本では1980年代以降、3.11までほとんどデモらしきデモはなくなってしまっていた。日本の歴史を紐解くと、「飛磔を打つ」という単純きわまる行動がある。単純であるだけに人間の本源と深くかかわっており、飛磔、石打ちにまつわる習俗は、民族を越えて人類の社会に広く根をはり、無視しがたい大きな役割を果たしてきたと歴史学者：故網野善彦が『異形の王権』（平凡社ライブラリー）：「中世の飛磔について」において指摘している。「飛磔は三宝の所為」といい、つぶてが単なる石ころではなく、神仏の意志がこもっているものとの理解があった。また、つぶてには悪霊を清める力があり、こらしめの呪力があると信じられた。飛磔打ちは、時の権力への不服従を表明している。

なぜ、デモが無くなっていったかという点、1960年以後のデモは、学生と労働者との断絶が続き、学生デモはより過激になってしまい、これまで普通の市民は参加できなかった。しかも、連合の中心労組は電力総連であり、当然再稼働支持。連合の支援を受ける民主党も原発支持となる。これではデモはできない。

国民主権といわれ、選挙で投票はするが、「国民」は、それ以降は、議員という代行者（選ばれた時点で国家機構＝官僚機構の一部に転化する）に従うほかない。内実は、国家機関としての官僚に従うこととなる。誰かがやってくれるのを待っていると、結局、橋下大阪市長のようなデマゴグを担ぎ上げることになる。3.11以降毎週金曜日に官邸前でデモがあるが、当初、新聞もテレビも全く報道しなかった。わざわざ遠い海外の出来事である中国の反日デモや香港のデモは大々的に報道するのにである。し

かし、今日、インターネットがあり、もはや隠し通すことはできない。

裁判闘争は脱原発には重要であり、論点を緻密に整理することができる。しかし、裁判所も国家機構の一部であり、費用も時間も労力もかかり、四大公害裁判やハンセン病裁判のような例外もあるが、水俣病裁判のように運動が弱くなれば官僚の設けた枠を突破することは困難である。そこに留まっていたら脱原発はできない。自民党は来年度中に年間50ミリシーベルト以下の居住制限区域にも福島県民を住まわせようとしている（朝日：2015.5.14）。日本の法令は1ミリシーベルトなので、その50倍も汚染されている「放射線管理区域」にである。官僚が法令を無視するなら、デモで抗議することが当たり前だというふうにならなければならない（参照：柄谷行人ブログ）。

## 5 「国際法」あるいは「諸国家連邦」

台湾は放射性物質が含まれている恐れがあるとして福島第1原発事故後に導入した日本の食品に対する輸入規制を強化する問題で、日台協議が行われたが、物別れに終わり、日本からの食品輸入が全て停止するという（産経：2015.5.14）。発端は、台湾の輸入会社が輸入した味の素や永谷園・はごろもフーズなどのメーカーの食品283種類が、輸入を禁じている福島、茨城、群馬、栃木、千葉の5県産だったが、東京・大阪など他県産と偽る中国語のシールが貼られており、産地偽装が明らかとなったからであ

る。台湾は米国・香港に次ぐ3位の日本からの食品輸出先である。林農相はWTOに提訴すると息巻いているが、日本「国民」には通用する偽装も国際法上は通用しない。米国も5県産については厳しい輸入規制を行っている（JETRO）。

「一般人1年1ミリシーベルト、職業人1年20ミリシーベルト」についてもICRPの議論の中で決まったことであり、「科学的根拠ない」という批判もあるが、もとも放射線量の考え方はがまん値の考えであり（武谷三男）、核を利用する側と利益を受けず浴びる側との及び諸国家間のせめぎあいの妥協の産物である。もし、仮に日本が一般人の許容基準を「1年20ミリシーベルト」に変えるならば、日本からの輸出食品・工業製品は全て放射能検査されることとなる。また、日本に行けば20ミリシーベルトも被曝する恐れがあるとすれば外国からの観光客は激減することとなる。日本で働く外国人は勤務を拒否することもある。そのようなことはこの時代可能なのか。被曝基準を弄るということ＝国際基準を無視するということは大変な事態を招くということである。

田中規制委員長は再三、福島第一原発内に留まる膨大な汚染水の海洋への放出に言及しているが（朝日：2014.12.13）、ロンドン条約では1993年には全て放射性廃棄物の海洋投棄が禁止となっている。太平洋沿岸諸国家に日本政府の無法を訴え、諸国家連邦からの国際的圧力が必要である。

書評

## 孫崎享『戦後史の正体 1945-2012』

(2012年、創元社、1,500円+税)

## 矢部宏治『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』

(2014年、集英社インターナショナル、1,200円+税)

一方において安倍政権がアメリカ軍との連携を世界的規模ですすめ、「戦争のできる国」への途が着々と施行されており、他方において原発事故、軍事基地によって国民の生命が深刻に脅かされている。この危機的状況にも拘らず、一向に反対運動が目に見える力とならないのは何故なのか。この問題の回答へのヒントを与えてくれる書が出されている。それらはいずれも、第2次大戦後の歴史を根底から見直す視点を提示する。

孫崎享『戦後史の正体 1945 - 2012』は、「日米の外交におけるもっとも重要な課題は、つねに存在

する米国からの圧力（これは想像以上に強力なものです）に対して『自主』路線と『対米追随』路線のあいだでどのような選択をするか」が「終戦以来、ずっと続いてきたテーマ」であるという視点から、戦後の日本政治を概観する。将棋の盤面に例えれば、「米国は王将」であり、「この王将を守り、相手の王将をとるためにすべての戦略がたてられます」。ここでは米国にとって、日本は「歩」、「桂馬」、「銀」かもしれない、「ときには『飛車』だといってチャホヤしてくれるかもしれませんが」（最近国賓待遇でオバマと会見した安倍などはその例であろう）。そし

て「対戦相手の王将も、ときにソ連、ときにアルカイダ、ときに中国やイランとさまざまに変化」するが、「米国の世界戦略の変化によって、日米関係は大きく揺らいでいる」と要約する。

ここから戦後の首相たちを「対米追随派」（吉田、池田、中曽根、小泉）と「自主派」（石橋、岸、鳩山一郎、佐藤、田中、福田赳夫、細川、鳩山由紀夫）に分類し、それぞれの政権時の政治状況を分析する。そして長期政権となったのは「対米追随」グループで、「年代的に見ると一九九〇年代以降、積極的な自主派はほとんどいません」。これ以前でも「自主派」は、佐藤を除いて「だいたい米国の関与によって短期政権に終わっています」と指摘する。そしてさらに重要なことは、「占領期以降、日本社会のなかに『自主派』の首相を引きずりおろし、『対米追随派』にすげかえるためのシステムがうめこまれている」。それは戦後「米国と特別な関係をもつ人びと」が政治家、官僚、報道、大学、検察の中に育成され、未だに主導権を握っているという事実を認識しなければならぬということである。

本書は、この米国からの圧力とそれへの抵抗という軸に戦後史を見ることを提唱する。

また、矢部宏治『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』は、戦前戦後を通じて日本社会の最大の欠点は、「憲法によるコントロールが欠けて」いることであり、その結果として「国民の意思が政治に反映されず、国民の人権が守られない」ことであるとする。そしてその最大の原因は「天皇制というシステムのなかに、憲法を超える（＝オーバールールする）機能が内包されている」ことであるとされる。

すなわち日本の国家権力構造は、(1) 戦前（昭和前期）には、【天皇】＋日本軍＋内務官僚。(2) 戦後①（昭和後期）には、【天皇＋米軍】＋官僚＋自民党。(3) 戦後②（平成期）には、【米軍】＋外務・法務官僚という経緯を経てきたのであり、昭和天皇が亡くなると、米軍と外務・法務官僚が一体化した「天皇なき天皇制」が完成したとされる。それはま

さしく「憲法によるコントロール」＝「法治国家として日本」の存在が否定されていることを示している。

本書はこのカラクリを解明するという視点から、「沖縄の謎」（「日米地位協定」の支配ということでは東京も同じ支配下にあることは、オスプレイの配備をみても理解される）、「福島」の謎」（「裁量行為論」や法規での「放射性物質の適用除外」の基礎にある「日米原子力協定」の仕組みも「地位協定」と同じ構造を持っている）、「安保村の謎」、「自発的隷属とその歴史的起源」という問題に迫る。

この日本を支配している構造は、戦後日本のスタート時に、そのボタンを決定的にかげちがったことから始まっているが、その最たるものは、「日本国内で有事、つまり戦争状態になったとアメリカが判断した瞬間、自衛隊は在日米軍の指揮下に入ることが密約で合意されている」（吉田茂の1952年と1954年の口頭での約束→アメリカの公文書に存在している）ことである。このことは、自衛隊の前身である警察予備隊の訓練において号令がすべて英語であったという事実と合致するであろう。

その上で本書は、「オモテの憲法をどう変えても、その上位法である安保法体系、密約法体系との関係を修正しないかぎり、『戦時には自衛隊は在日米軍の指揮下に入る』ことになる。『戦力』や『行動の自由』をもてばもつほど、米軍の世界戦略のもとで、より便利に、そしてより従属的に使われるというパラドックスにおちいってしまいます」と警告し、「唯一、状況を反転させる方法は、憲法にきちんと『日本は最低限の防衛力をもつこと』を書き、同時に『今後、国内に外国軍基地をおかないこと』を明記する」、「フィリピンモデル」であることを提唱する。前者の防衛力の問題にはまだまだ議論があるだろうが、後者の外国軍基地の存続の問題については大いに考えさせる主張である。思えばわれわれは、この問題についてきちんと考えることもしてこなかったという反省を含めて、本書の問題提起を謙虚に受け止めるべきであろう。(R)

## 投稿

# 「働く者の労働ニュース1」

（その1）「育児・介護休業法」で「介護休業・見直し検討へ

<介護休業の拡大検討・離職防止に向けて>

「育児・介護休業法」の内「育児休業法（制度）」は暫時、見直し改正が行われてきた。しかし「介護休業法（制度）」の方は、利用の実体乖離があるに

も関わらず見直し・法改正が1995年度以降、行われてこなかった。一方、高齢社会の中で「現行-介護休業制度」が実態上、活用し難い点も顕著化してきた。そこで厚生労働省は、介護休業の規定を大幅に見直す方向で検討に入った。「現行=家族1人に対し、通算93日」としている介護休業の期間の拡大を目指す。年間約10万人が介護を理由に離職する現状を重く見て、仕事と介護を両立できる環境整備を進める。

本月19日に有識者による研究会を設置し、来年6月頃までに報告書をまとめる。その後、経営者と労組の代表が参加する労働政策審議会の分科会で具体的な制度の在り方を協議し、早ければ2016年の通常国会に改正法案を提出⇒2017年からの導入を目指す。

厚生労働省によると、高齢化の進展で要介護認定を受けている人は10年前の約1.6倍に急増した。政府は施設での介護から住み慣れた自宅での介護推進へと方針転換しており、仕事を辞めざるを得ない人が増える恐れがある。

仕事と介護の両立をやすくするため、厚生労働省は休業期間の延長を検討。また休みを細かく分けて取りたいとの声も多く、短期間の介護休業が取りやすくなるよう制度を見直す。認知症高齢者の徘徊などにも対応できるようにする。

具体的な見直し検討課題は、①病気やケガ毎に1回のまとめ取りしかできない「介護休業」を分割できるようにする。②また年5日までの「介護休暇」も細かく取りやすく見直す。③特に認知症患者の場合、公的介護サービスを使っても家族による世話が必要なケースもあり、断続的に休める仕組みを目指す。④一日単位の介護休暇も半日や時間単位で取得可能を検討する。

## <「介護」の現状>

介護する労働者は2012年で約240万人だが、介護休業利用は3.2%、介護休暇は2.3%に留まる。また介護の為に連続して休んだ人の4割が年次有給休暇を利用していた。

労働者側からは「仕事と介護を両立させるには分けて休める方がいい」といった声も強まっている。

また介護開始時に仕事をしていた人の内、2割弱が辞職したという調査もある。こうした「介護離職」を少しでも減らす事も「介護制度見直し」の目的だ。

厚生労働省は昨秋、有識者の研究会を立ち上げ、制度見直しの検討を始めた。

## (その2)「長時間労働-ブラック企業公表」に「新基準」

違法な「長時間労働」を繰り返す、いわゆる「ブラック企業」について、塩崎厚生労働大臣は本月15日、企業名を早期に公表する新たな基準を明らかにした。

今の企業名の公表基準は「長時間労働」で法律違反した場合、労働基準監督署が是正勧告する。その是正勧告に従わない悪質な企業に限って書類送検して社名を原則公表している。それでも2013年に公表された件数は、僅か100件程度だという。

今度の新基準は本月18日から実施されるが、複数の都道府県に支店や工場を持つ「大企業」に限られて対象になる。

具体的には「残業代未払い」といった違法行為があり、残業時間や休日に働いた時間が月100時間を超える労働者が、一か所に10人以上または全体の4分の1以上いる事等を基準にする。ただ年間に3カ所以上で違法な長時間労働がなければ公表されないため、実際の公表企業数は限られ、基本的に「ザル法」の誹りは免れない。

また実際には「長時間労働」が常態化・蔓延化しており、なおかつ圧倒的に多い「中小企業」への特段の対策は講じられていない。

私は以前にも述べたが、本当に今の派遣労働者をはじめとする「非正規雇用労働者」は、労働基準監督署等の「行政監督庁」の行政指導等を信用していない。

だから、このような「企業名の公表」を小出しに提示しても、あまり期待されず、それよりも「ツイッターで流しちゃえ！」と自分で「企業名公表」する事も流行りだしている。

厚生労働省は「余程、酷い企業だけでも見せしめ的に『企業名公表』すればー」と思っているかも知れないが、労働者も企業からの従属意識離れが進んでいる。その意識状況変化の先には「雇用関係全般のモラルハザードがある」ことぐらいは予測して、結局は「小手先ばかりで取捨つかず」となることを解っておくべきだ。

## (その3)「生涯『派遣労働』法案-「労働者派遣法改悪案」実質審議入り」

「生涯『派遣労働』法案-「労働者派遣法改悪案」が12日、衆院本会議で実質審議入りした。「同法改悪案」は二度、廃案になった経緯があるものだ。

今国会には「残業代ポツクリ法案=労働基準法改悪案」も控えており、これから労働法制を巡る論議が本格化する。今回の「同法改悪案」の具体内容

は先の「今、闘わなければ、いつ闘う！改悪労働者派遣法」に詳しく記載しているので再度、一読して頂きたいが、特に大きな改悪ポイントは「派遣労働者(本人)個人単位の派遣期間が3年が限度(クビ)」に対し派遣先事業所は事実上、3年毎の更新手続(労働組合 or 従業員代表の意見聴取)さえ行えば、永続的に派遣労働者を使用できる点だ。

安倍総理は12日の国会で「派遣期間が終わった

場合、正社員になったり、別会社で働き続けたりする事ができるようにする。賃金等の面で待遇改善を図る」と実際には根拠となる仕組みもなく詭弁説明した。しかし、この安倍総理の詭弁説明に社民党・共産党等は当然のこと、多くの派遣労働者から反発ブーイング。今まで「労働者派遣法改悪」で何度も騙してきた結果のブーイングだ。本当に「今こそ闘うとき」だ！ (民守 正義)

## 【コラム】 一大阪都構想否決に思う一

○5月17日に、「大阪市廃止・分割構想」を賛否を問う住民投票が行われた。結果は、1万票の差を付けて、反対が賛成を上回り、橋下維新が推進しようとした「大阪都構想」は、住民によって否決された。(反対705585票、賛成694844票 投票率66.83%) ○事前調査では、賛否が拮抗し、その結果が注目されていた。○そもそも、大阪都構想は、大阪市民にとって財源と権限を大阪府に吸い上げられ、住民サービスも低下することが確実な構想である。○橋下維新は、住民投票告示後、潤沢な資金を投入し、テレビCMや宣伝ビラの全戸配布などを行ったが、その内容は、イメージ戦術の域を出るものではなかった。最後まで橋下人気にすぎた戦略であった。少々上滑りの感があったようだ。○一方、反対派は、財政や住民サービスの低下、特別区設置による新たな財政負担が生じるなどの具体的問題点を突き、迷っているなら「反対票」を入れようと、4党が共同して、反対運動を展開したことが、僅差であっても反対多数を獲得した要因だろうと思われる。○象徴的だったのは、否決後の橋下の記者会見である。橋下が「政治家引退」を発言すると、この問題に質問は終始し

た。都構想という「改革案」に問題はなかったのか、との質問もないし、橋下も「住民投票の結果で、それは終わった話である」という。○すべて、橋下に「ふりまわされてきた」ここ数年の大阪であった。○今日の時点では、まだまだ不透明な点もあるが、「大阪都構想」を党是としてきた維新の党も、改憲政党として期待してきた自民党中央にも、大きな影響を与えることだろう。○そもそも、住民投票の根拠となった「特別区設置法」は、大阪都構想実現のためだけに制定されたものであり、今回の住民投票も、維新・公明の野合によって強行された。制度改正についての真摯で徹底した議論は橋下によって意図的に回避された。しかし、橋下の人気だけで勝利するという目論見は退けられ、「住民投票で敗北したら、政治家引退」を口にする戦略も、功を奏さなかった。○正直、ほっとしているところだが、橋下引退・維新解体ということは、自民党が大阪府・大阪市で多数になることを意味し、また新たな政治地図が生まれることになる。○橋下によって弱体化せられた労働組合運動も新たな出発というか、再建をめざす必要があるだろう。(2015-05-18 佐野)

### ひとりごと

<次号6月号は、20日締切、27日発行で準備します。>